

平成13年10月30日

## 第13回女性のライフスタイルの変化等に対応した年金 の在り方に関する検討会について

○ 添付資料は、本日開催された「第13回女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」の資料

○ 資料構成については以下のとおり

① 短時間労働者に対する厚生年金の適用、育児等の期間の取扱い、  
モデル年金の考え方の変更に係るこれまでの議論の概要 (資料1)

② 女性と年金検討会資料 (資料2)

(参考資料)

① 「年金のすべて」宮武 剛(埼玉県立大学教授) —一部抜粋—

② 「年金改革には育児支援の視点を」

永瀬 伸子(お茶の水女子大学大学院助教授)

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の  
在り方に関する検討会」（第13回）議事次第

平成13年10月30日（火）10:00～12:00

於 厚生労働省省議室

1. 開 会

2. 委員出席状況報告

3. 議 事

- ・ 女性と年金をめぐる諸論点についての討議

4. 閉 会

## 短時間労働者に対する厚生年金の適用、育児等の期間の取扱い、 モデル年金の考え方の変更に係るこれまでの議論の概要

### 短時間労働者への適用について

- 効率性の観点から、少子高齢化が進む中で個人が意欲と能力に応じて力を発揮できる社会を形成すべきであり、働きたい人が働くことを邪魔するような制度は再検討する必要がある。
- 年金保険料、課税、配偶者手当などが100万円から130万円までに集中し、これら全てが複合することで、明らかに就労調整が起きている。
- 年収基準を超えることによって生じる社会保険料や税金分などを取り戻すためには、大幅な労働時間の延長が必要であるため、短時間労働を選択するという就業調整が起こる。また、賃金を上げると就労調整が行われ、働く時間が減ることになるので、使用者側も賃金を上げようとはせず、結果的にパートの低賃金を助長している。
- 夫の所得が高い層は、夫の配偶者手当も高いなど就業調整の壁が高い。高学歴の女性ほどこうした男性と結婚している場合が多く、潜在的に優秀な女性労働力が存在し、これが自主的に就業調整を行ってしまっている。
- 高齢化が急速に進んで、人口ピラミッドが三角から四角になるという状況の中で、第3号被保険者が多く、働き手が少ないというのでは日本経済全体がもたなくなってしまう。企業にとって負担にならないように、むしろ雇用促進的に働くようにしながら、短時間労働者に適用を拡大し、第3号被保険者のシェアを少なくしていくことが重要。
- 被用者保険は応能負担であり、所得なしの第3号被保険者について負担がないのは当然だが、130万円未満の収入がある配偶者が、所得があるにもかかわらず応能負担の対象外となっており、この水準については検討が必要。
- 年収基準を130万円から103万未満に引き下げた場合、税金がかからなくなり、所得把握できなくなるという問題点がある。また、基準を100万円近辺に設定すると、現在でもある就労調整問題が悪化する

という問題もある。

- 労働時間基準を現行の3/4から1/2に、年収基準を130万円から65万円程度に、それぞれ引き下げ、どちらの基準を超えても同じように第2号とすることとしてはどうか。
- 労働時間基準と年収基準の引き下げという提案については、企業側の猛烈な抵抗が予想される。また、低賃金のパートであっても報酬比例部分も含めて年金を支給するという提案については、制度としての整合性があるのか、財政的にもつのか、といった疑問がある。これに答えていくために、低賃金のパートには保険料率も低くし、報酬比例部分の給付も低くしていくという方策は採れないか。
- 低賃金の場合には低い保険料負担であるが、給付は定額の基礎年金があるので、財政的には悪化する。これを解決するための提案としては、基礎年金に充当する保険料に相当する賃金分はカットして、それを除いた賃金で2階分の厚生年金額を計算するというものがある。
- イギリスやスウェーデンの旧制度は、2階の報酬比例部分を計算する際、賃金の全額を対象とするのではなく、基礎年金部分に見合う賃金は差し引いて、残りの賃金に給付乗率を掛けるという仕組みである。我が国でもそのような仕組みを採れば、現在の被保険者との公平性を保ちつつ、低賃金者に対しても厚生年金を適用できるのではないか。
- 現行の厚生年金の報酬比例部分は、完全報酬・期間比例方式になっており、支給乗率も下げていることから、子育て終了後の女性が第2号被保険者になっても、低額の報酬比例年金が上乘せされるだけである。すなわち、本格的に働かないことが最も有利になるように制度が設計されており、結果的に、主婦労働が低賃金補助的になり、本格的に働く必要がある人も低賃金になってしまっている。
- 労働時間の3/4基準を引き下げたとしても、厚生年金の標準報酬の下限が月額9万8000円のままであれば、例えば月収5万円程度の者にとって重い負担になり、逆進的なものとなる。また、国民年金の130万円の年収基準を下げても、保険料が1万3300円のままであれば、やはり低所得者には重い負担になる。
- 未婚女性が急増している中で、未婚女性は年齢が上がるにつれ労働力率が低下し非正規労働が増加する現状があり、現行のまま非正規労働を報酬比例年金の枠外にしたままだと、報酬比例部分を持たない未婚女性

が増加していくことが予想される。

- 年金加入を希望しないパート労働者が多い要因の1つは、遺族になったときには自分の年金保険は掛け捨てになると考えている者が多いと推測される。障害年金の存在等行政当局はもっとPRすべき。
- 第3号被保険者の範囲を縮小するということは、医療保険制度にも直ちに連動し、保険料負担能力の低い被扶養配偶者が独自に国保に加入することにつながり、国保財政に大きな影響を与える可能性がある。

### 育児等の期間の取扱いについて

- 賦課方式の色彩を持った年金制度においては、前世代の老後負担を担う次世代を育てる負担を明示的に考慮する必要がある。
- 育児をすることが不利益にならない多様な選択肢が保障されるべきである。
- 共働き世帯か専業主婦世帯かを問わず、6歳以下の子どもを扶養している世帯に対しては保険料の軽減措置かメリット制を導入すべきである。
- 現在1年間である育児休業中の保険料免除を3年程度に延ばすべきである。
- 例えば、出産により報酬比例制度の加入期間が短くなってしまった場合に、その期間に限って乗率を引き上げることで不利にならないようにし、本人が仕事をすることで相応の報酬比例年金を得ることができるようにしたらどうか。
- 年金制度で少子化対応を解決していこうと無理に考えるのではなく、少子化対応は少子化対応として、そのポリシーの目的にあった形の政策をとるとというのが本質的な解決である。
- 育児期間だけではなく、介護休業期間も考慮すべき。

## モデル年金について

- 今までは専業主婦世帯を基本モデルとして給付と負担の水準を設定してきたが、これが現実に合わなくなっている。1200万の専業主婦世帯の存在を考えると、一気に個人単位化というのも難しい。将来の個人単位化へのステップということも含めて、共働き世帯を基本モデルとしてはどうか。
- 共働き世帯をモデルとする場合、夫も妻も40年加入というのは現実的ではない。
- 女性も働きやすい社会になれば、共働き世帯が増える。片働き世帯を基本モデルとする現行の給付設計の下では、共働き世帯に対する給付は高すぎる。現行の給付水準（約23万8千円）のまま、基本モデルを共働き世帯とすべき。この場合、妻のモデル加入期間は女性の平均加入期間としてはどうか。
- 夫婦世帯と単身世帯双方を基本モデルとすべきである。